

児童福祉事業の取扱いについて（案）

保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。

「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。

調整方針

専門部会 福祉部会 協議細目 児童福祉事業

協議項目	各種事務事業の取扱い	川島市	調整方針																																																																																																																		
調整の方針	保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。	乳児・1.2歳児・3歳児・4歳以上児 10階層																																																																																																																			
項目	各務原市	川島市																																																																																																																			
年齢・階層	3歳未満児・3歳児・4歳以上児 11階層	乳児・1.2歳児・3歳児・4歳以上児 10階層																																																																																																																			
同一世帯から2人以上の児童が入所している場合	<table border="1"> <tr> <th>B1～D2階層</th> <th>最も年齢が高い児童</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td></td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <th>D3～D6階層</th> <th>最も年齢が高い児童</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td></td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の児童</td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </table>	B1～D2階層	最も年齢が高い児童	全額	第2子		半額	第3子以降		無料	D3～D6階層	最も年齢が高い児童	全額	第2子		半額	上記以外の児童		無料	<table border="1"> <tr> <th>第2～第4階層</th> <th>最も年齢が高い児童</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td></td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td></td> <td>10分の1</td> </tr> <tr> <th>第5～第8階層</th> <th>最も年齢が高い児童</th> <th>全額</th> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td></td> <td>半額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の児童</td> <td></td> <td>10分の1</td> </tr> </table>	第2～第4階層	最も年齢が高い児童	全額	第2子		半額	第3子以降		10分の1	第5～第8階層	最も年齢が高い児童	全額	第2子		半額	上記以外の児童		10分の1																																																																															
B1～D2階層	最も年齢が高い児童	全額																																																																																																																			
第2子		半額																																																																																																																			
第3子以降		無料																																																																																																																			
D3～D6階層	最も年齢が高い児童	全額																																																																																																																			
第2子		半額																																																																																																																			
上記以外の児童		無料																																																																																																																			
第2～第4階層	最も年齢が高い児童	全額																																																																																																																			
第2子		半額																																																																																																																			
第3子以降		10分の1																																																																																																																			
第5～第8階層	最も年齢が高い児童	全額																																																																																																																			
第2子		半額																																																																																																																			
上記以外の児童		10分の1																																																																																																																			
月額徴収額	<table border="1"> <tr> <th>階層</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B0 市民税非課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>B1 市民税非課税世帯</td> <td></td> <td>7,000</td> <td>5,300</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>C0 市民税課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭</td> <td></td> <td>15,000</td> <td>12,200</td> <td>12,200</td> </tr> <tr> <td>C1 市民税課税世帯</td> <td></td> <td>16,000</td> <td>13,500</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>D1 所得税30,000円未満</td> <td></td> <td>23,000</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>D2 30,000～64,000円未満</td> <td></td> <td>29,000</td> <td>24,000</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>D3 64,000～120,000円未満</td> <td></td> <td>36,000</td> <td>26,400</td> <td>24,100</td> </tr> <tr> <td>D4 120,000～160,000円未満</td> <td></td> <td>43,500</td> <td>26,400</td> <td>24,100</td> </tr> <tr> <td>D5 160,000～408,000円未満</td> <td></td> <td>52,500</td> <td>27,500</td> <td>25,600</td> </tr> <tr> <td>D6 408,000円以上</td> <td></td> <td>54,000</td> <td>28,400</td> <td>26,500</td> </tr> </table>	階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	A 生活保護世帯		0	0	0	B0 市民税非課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭		0	0	0	B1 市民税非課税世帯		7,000	5,300	5,300	C0 市民税課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭		15,000	12,200	12,200	C1 市民税課税世帯		16,000	13,500	13,500	D1 所得税30,000円未満		23,000	20,000	20,000	D2 30,000～64,000円未満		29,000	24,000	22,600	D3 64,000～120,000円未満		36,000	26,400	24,100	D4 120,000～160,000円未満		43,500	26,400	24,100	D5 160,000～408,000円未満		52,500	27,500	25,600	D6 408,000円以上		54,000	28,400	26,500	<table border="1"> <tr> <th>階層</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> <tr> <td>第1 生活保護世帯</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2 町民税非課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第2 町民税非課税世帯</td> <td></td> <td>4,200</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>第3 町民税課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭</td> <td></td> <td>10,400</td> <td>7,800</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>第3 町民税課税世帯</td> <td></td> <td>11,400</td> <td>8,800</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>第4 所得税40,000円未満</td> <td></td> <td>18,800</td> <td>15,200</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>第5 40,000～140,000円未満</td> <td></td> <td>21,800</td> <td>17,800</td> <td>17,400</td> </tr> <tr> <td>第6 140,000～370,000円未満</td> <td></td> <td>37,000</td> <td>29,000</td> <td>25,400</td> </tr> <tr> <td>第7 370,000～510,000円未満</td> <td></td> <td>54,000</td> <td>31,000</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>第8 510,000円以上</td> <td></td> <td>68,000</td> <td>33,000</td> <td>28,000</td> </tr> </table>	階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1 生活保護世帯		0	0	0	第2 町民税非課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭		0	0	0	第2 町民税非課税世帯		4,200	3,000	3,000	第3 町民税課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭		10,400	7,800	7,800	第3 町民税課税世帯		11,400	8,800	8,800	第4 所得税40,000円未満		18,800	15,200	15,000	第5 40,000～140,000円未満		21,800	17,800	17,400	第6 140,000～370,000円未満		37,000	29,000	25,400	第7 370,000～510,000円未満		54,000	31,000	27,000	第8 510,000円以上		68,000	33,000	28,000
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																	
A 生活保護世帯		0	0	0																																																																																																																	
B0 市民税非課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭		0	0	0																																																																																																																	
B1 市民税非課税世帯		7,000	5,300	5,300																																																																																																																	
C0 市民税課税世帯で母子・父子・在宅障害者家庭		15,000	12,200	12,200																																																																																																																	
C1 市民税課税世帯		16,000	13,500	13,500																																																																																																																	
D1 所得税30,000円未満		23,000	20,000	20,000																																																																																																																	
D2 30,000～64,000円未満		29,000	24,000	22,600																																																																																																																	
D3 64,000～120,000円未満		36,000	26,400	24,100																																																																																																																	
D4 120,000～160,000円未満		43,500	26,400	24,100																																																																																																																	
D5 160,000～408,000円未満		52,500	27,500	25,600																																																																																																																	
D6 408,000円以上		54,000	28,400	26,500																																																																																																																	
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																	
第1 生活保護世帯		0	0	0																																																																																																																	
第2 町民税非課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭		0	0	0																																																																																																																	
第2 町民税非課税世帯		4,200	3,000	3,000																																																																																																																	
第3 町民税課税世帯母子・父子・在宅障害者家庭		10,400	7,800	7,800																																																																																																																	
第3 町民税課税世帯		11,400	8,800	8,800																																																																																																																	
第4 所得税40,000円未満		18,800	15,200	15,000																																																																																																																	
第5 40,000～140,000円未満		21,800	17,800	17,400																																																																																																																	
第6 140,000～370,000円未満		37,000	29,000	25,400																																																																																																																	
第7 370,000～510,000円未満		54,000	31,000	27,000																																																																																																																	
第8 510,000円以上		68,000	33,000	28,000																																																																																																																	
国基準から市町の保育料基準による負担軽減額	<table border="1"> <tr> <td>国徴収基準額</td> <td>431,498千円</td> <td>国徴収基準額</td> <td>94,215千円</td> </tr> <tr> <td>市保育料</td> <td>336,627千円</td> <td>町保育料</td> <td>57,439千円</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td>94,871千円</td> <td>軽減額</td> <td>36,776千円</td> </tr> <tr> <td>軽減率</td> <td>21.99%</td> <td>軽減率</td> <td>39.03%</td> </tr> </table>	国徴収基準額	431,498千円	国徴収基準額	94,215千円	市保育料	336,627千円	町保育料	57,439千円	軽減額	94,871千円	軽減額	36,776千円	軽減率	21.99%	軽減率	39.03%	<table border="1"> <tr> <td>延べ入所人員</td> <td>17,055人</td> <td>延べ入所人員</td> <td>3,475人</td> </tr> </table>	延べ入所人員	17,055人	延べ入所人員	3,475人																																																																																															
国徴収基準額	431,498千円	国徴収基準額	94,215千円																																																																																																																		
市保育料	336,627千円	町保育料	57,439千円																																																																																																																		
軽減額	94,871千円	軽減額	36,776千円																																																																																																																		
軽減率	21.99%	軽減率	39.03%																																																																																																																		
延べ入所人員	17,055人	延べ入所人員	3,475人																																																																																																																		
1. 保育料に関すること	<p>保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>ただし、平成16年度の現行制度のおりとし、平成17年度以降は、最長3年間の不均一保育料を実施する。</p> <p>同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、平成16年度の現行制度のおりとし、平成17年度以降は、最長3年間の不均一保育料を実施する。</p>																																																																																																																				

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目		協議細目		協議方針	
項目	各種事務事業の取扱い	各務原市	川島町	調整	方針
2. 放課後児童 対策事業に 関すること	事業名	各務原市学童保育室	川島町放課後児童クラブ		
	事業目的	市立小学校低学年児童のうち、放課後、家庭において保護者の適切な監護が得られない児童の健全な育成を図るため学童保育室を設置・運営している	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする		放課後児童対策事業については、新市においても各市町の事業を継承する。
	保育時間	・放課後から午後5時まで ・夏休み中は、 9：00～16：30	・放課後から午後7時まで ・夏休み中は、 8：30～19：00		
	休室日	・土曜日、日曜日、祝日、冬休み ・4月1日～4月5日	・日曜日、祝日、年末年始		
	保育料	月額4,000円 ※免除規定有り	(利用者が私立保育園へ実費払い)		
	保育室	・年度当初において10名以上で開設 ・平成15年度は14学童保育室 (市直営で14小学校、空き教室利用)	私立保育園へ委託している ・川島保育園 定員40名 ・川島東保育園 定員30名		
	その他	・平成14年度決算額 歳入 29,600,621円 歳出 41,948,446円 ・指導員配置 平成15年度は30名 (国の基準にて配置)	・委託料(平成14年度) 3,360,000円		
	各務原市で実施している事業	・家庭児童相談業務 ・子ども館事業			
	川島町で実施している事業		・一時保育事業 ・コミュニティママ子育てサポート事業		
	3. その他の児童福祉事業	各務原市で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても事業を継承する。			

※ 児童手当、児童扶養手当制度など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。

農林水産関係事業の取扱いについて（案）

農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。

調整方針

専門部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		農林水産関係事業	
調整の方針		農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。					
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針			
1. 農業振興地域	計画名	各務原市農業振興地域整備計画		各務原市の現行のとおりとし、農業振興地域整備計画を新市において策定する。			
	指定年月日	昭和48年3月31日		各務原市の現行のとおりとし、農業振興地域整備計画を新市において策定する。			
	整備計画指定年月日	昭和49年3月30日		農業振興地域整備促進協議会について、新市において新たに設置する。			
	農業振興地域面積(農地)	3.026ha (1,322ha)					
	農用地区域	831 ha					
	協議会	農業振興地域整備促進協議会					
2. 水田農業経営確立対策事業	水田面積	635.0 ha		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。			
	生産調整目標面積	266.0 ha					
	生産調整実施面積	286.5 ha					
	達成率	107.7 %					
3. 農地取得	下限面積(岐阜県知事告示)	3,000 m ²		1,000 m ²		農地取得の下限面積は、県告示のままでとする。	
4. 標準小作料	田畑(10aあたり)	11,000円 10,000円		なし		標準小作料については、地域の現状を踏まえ、新市の農業委員会において調整する。	
5. 市民農園	設置場所	蘇原希望町 25 区画 鵜沼朝日町4丁目 42 区画 鵜沼朝日町5丁目 47 区画		松原町 24 区画		両市町の現行のとおりとし、条例を新市において制定する。	
	面積(1区画あたり)	30 m ²		50 m ²			
	年間使用料(1区画あたり)	5,000 円		8,000 円			
	林道維持整備事業	・林道(10路線、1,888m)の管理 ・県単寒洞林道開設事業等		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。また、森林整備計画を、新市において策定する。	
6. 林務関係事業	森林整備事業	・伊木山整備事業 ・公的森林整備事業等		なし			
	森林整備計画	長良川地域森林計画		なし			
	計画期間	平成13年4月1日～ 平成23年3月31日		なし			
7. 農業土木事業	農道整備事業	・農業用道路・用排水路等整備事業		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。	
	かんがい排水事業	・県営かんがい排水事業(各務原地区) ・羽島用水地中パイプライン化促進事業等		なし			
	畜産業戸数	養鶏、酪農、養豚等 15 戸		なし			
	家畜診療所	各務原市家畜診療所		なし		各務原市の現行のとおりとし、新市においても引き続き実施する。	
8. 畜産事業	畜産推進事業	・家畜排せつ物処理施設設置事業等		なし			